

漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(平成6年9月30日設定)

(令和2年12月1日変更)

(令和5年6月6日変更)

- 1 「農林水産省令で定める県知事による漁業の許可」(第57条第1項)については、漁業法第57条第7項及び同条第9項並びに福岡県漁業調整規則第9条及び第10条に定めるもののほか、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。

※標準処理期間 3ヶ月

- 2 「漁業の免許」(第69条第1項)については第71条から第73条までに定めるもののほか、第64条第6項の申請期間内に同一の漁業権について免許の申請が複数あるときにおける第73条第2項第2号の審査基準は、別紙「「漁業の免許」(第69条第1項)に係る審査基準(第73条第2項第2号関係)」のとおりとする。

※標準処理期間 3ヶ月